

パブリック・コメント手続の主な流れ

目的 (第1条)

- 市の施策等の形成過程の公正の確保と透明性の向上を図る。
- 市民の市政への積極的な参画を促進する。



市民との協働による市政の推進

実施機関 (第3条)

市長（水道事業管理者）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

パブリック・コメント手続の対象 (第4条)

- 市の基本的な制度を定める条例の制定・改廃
- 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定・改廃
- 市の基本的政策を定める計画の策定・改定
- 個別行政分野における基本方針・計画の策定・改定
- ※適用除外…迅速・緊急を要するもの、軽微なもの、法定縦覧等（第5条）

意見等を提出できるもの (第3条)

- 在住・在勤・在学・在事務所の市民等
- 納税義務者、利害関係者

パブリック・コメント手続の流れ

